

自家用電気工作物保安管理業務その3に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	(契約額総額) 〇円(うち消費税及び地方消費税相当額 〇円) (令和6年4月1日～令和9年3月31日)		
	(内訳)		
		支払額	うち消費税及び地方消費税相当額
	第1回目(令和6年度)		
	第2回目(令和7年度)		
	第3回目(令和8年度)		
	年度毎に検査終了後、支払う。		
精算を行う場合の方法			
2 契約保証金（第3条関係）			
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで		
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約		
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし		
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期			
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし		
6 別紙委託契約約款に付加する条項	第43条（予算減額等の場合の契約解除） 甲は、契約締結の翌年度以降において歳入歳出予算のこの契約に係る委託料の金額について減額又は削除があった場合は、当該この契約を変更又は解除することができる。		
7 担保期間（第13条）	なし		

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 建築住宅局長 根岸 芳之

印

乙

印